

小児かかりつけ診療料

2016年より「こどもにかかりつけ医をもちましょう」という国の制度が始まっています。この度厚生労働省の許可を受け、当クリニックは「小児かかりつけ医」（小児かかりつけ診療料2）として診療を行うことにしました。



「小児かかりつけ診療料」制度は登録されたお子さまに対し以下のことを行います

- ◇急病時の診察や、慢性疾患の指導管理
- ◇発達段階に応じた助言・指導及び健康相談
- ◇予防接種の接種状況確認、接種時期の指導、または
予防接種の有効性・安全性に関する情報提供
- ◇必要に応じた専門医・医療機関の紹介



「小児かかりつけ診療」に登録できるお子さま

当クリニックをワクチン等を含めて4回以上受診されている、6歳未満（未就学児）のお子さまが対象です

登録には同意書に署名が必要です



「小児かかりつけ診療」に登録された場合のデメリットはありません

ご負担金もかからず、登録はいつでも解除できます



「小児かかりつけ診療」に登録されたお子さまへのお願い

かかりつけ医登録ができるのはお子さま1名につき1つの医療機関のみです。他の医療機関の受診を制限するものではありません。他の医療機関を受診した際には、お薬手帳を持参の上、後日当院へお知らせください。

